



○昨年中国特許査定 69.6 万件 対前年 31.3%増

昨年中国特許権利付与(査定)の内外国別では、国内 585,910 件(同 33.0%増)、外国 110,036 件(同 23.0%増)である。因みに、中国実用新案登録公告は 3,119,990 件(同 31.2%増)、中国意匠登録公告は 785,521 件(同 7.3%増)である。また、PCT 出願の内外国別では、国内 68,338 件(同 2.1%増)、外国 5,096 件(同 5.6%減)。(発信元:中国知財局)

○中国商標一般違法判断基準

1月1日より、行政管理機関(例えば地方知財局や市場監督管理局等)が商標一般違法行為の取り締まりをする際に基づく「商標一般違法判断基準」が施行される。該基準は中国知財局により制定・配布される。商標一般違法行為とは、商標使用義務があるのに使用しない行為や、商標として使用してはならない標識を使用する行為、違法で「著名商標」と表記する行為、商標譲受人が自分の名称及び商品産地を明示しない行為、商標権者が商標や権利者名義、住所等を勝手に変更して登録商標を使用する行為、登録されていない標識を登録商標として使用する行為、集団商標又は証明商標に関する義務を履行しない行為、悪意を持って商標出願する行為等を言う。(発信元:中国知財局)

○RCEP 協定発効に伴い中国知財局が準備態勢を整う

地域的な包括的経済連携(RCEP)協定は、日本、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、ラオス、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム及び中国の10か国について、今年1月1日に発効することに依りて、中国知財局が既に、知的財産権に関わる義務履行の準備態勢を整った。因みに、中国知財局の職務に関わる義務としては、約束的義務が60項、推奨的義務が25項あるという。(発信元:中国知財局)

○中国における商標国際出願手続の全面電子化

1月より、マドリッド協定議定書に基づく商標国際出願に関する「国際出願放棄手続」も中国でネットワークにて行うことができるようになった。よって、「出願」、「存続期間延長」、「譲渡」、「取消」等手続は全て電子化になっている。(発信元:中国知財報)

訴訟案件 メモリ製造方法特許出願拒絶査定不服審判事件



中国企業 C 社が提出した「接触孔プラグ酸化物の欠陥における改良方法」という中国特許出願(201710733227.0)における拒絶査定不服審判である。

本願は、2017年8月24日に出願し、2019年2月2日に、全請求項1-7が進歩性を有さないという理由で拒絶査定された。同4月9日、出願人(C社)は、補正せず、拒絶査定不服審判請求を中国知財局審判部に提出した。

審判段階における争点は、①引例1(US2015/0200203A1)を改良する動機があるのか、②引例2(CN106684030A)には改良の技術示唆があるのかにある。

審査官は、引例1に対し本願は①CMP法で・・・平坦面を取得し②前記平坦面にストップ層を沈積・・・③プラグ酸化物を沈積・・・という特別な技術特徴を有するが、①及び③は周知常識で、②は引例2に示唆されたので、本願請求項1-7が引例1、引例2及び周知常識に対し進歩性を有しないと判断した。

一方、審判官は、下記考えを示した。

(1) その特別な技術特徴からみれば、本願が実際に解決しようとする技術課題は、エッチング速度の相違によるプラグ酸化物の欠陥を避けることにある。しかし、「半導体装置製造方法」に関する引例1には、このような技術課題がない。

(2) 半導体の「チャンネル溝隔離構造の製造方法」に関する引例2は、かかる技術特徴の目的がチャンネル溝内の絶縁物の平坦化改良にあるので、本願とは技術課題が異なり、本願技術課題の解決に用いられる技術手段の示唆がない。

(3) その特別な技術特徴は、前記課題の解決に用いられる通常技術手段でないため、周知常識ではない。

よって、審判官は、本願請求項1-7が引例1、引例2及び周知常識に対し進歩性を有すると判断したうえで、拒絶査定を取り消す旨の第185132号審決を下した。(参考:第185132号審決等)

豆知識 特許拒絶査定審判段階における審判通知において



審判官は、①拒絶査定を維持する旨の審判決定が下される②出願書面を補正する必要がある③審判請求人による証拠の提出や問題の釈明を必要とする④拒絶査定に提出されない理由や証拠を必要とする、中のいずれかの場合、審判決定を下す前に、審判通知を発行する。(法準拠:中国特許審査基準第四部分第二章4.3)